

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	五七六
○道路の区域を変更する件	五七六
○道路の供用を開始する件	五七九
公 告	
○落札者を決定した件	五七九
○土地改良区の役員が退任した旨届出があった件	五八〇
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五八〇
○浸水想定区域を指定した件	五八〇
正 誤	
○令和五年十一月十日付け定例第四百三十二号中	五八〇

告 示

福島県告示第七百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十二月十五日から令和六年一月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワー 福島県郡山市日和田町字南古館二十一番地の二ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

1 経路の設定等

- (一) 交差点については、公安委員会と協議しながら設計すること。
 - (二) 開発区域に接する市道について、開発後も支障がないように設計すること。
 - (三) 開発区域に接する国道について、国と別途協議し、市道と接続する箇所は支障がないように設計すること。
 - (四) 法定外道路の施工承認、許可を要するものについては、それぞれの申請書を提出し承認・許可を受けること。その際、関係地権者及び地元町内会長から同意を得ること。
 - (五) 道路法第二十四条の承認を要するものについては、道路工事施行承認申請書を提出し承認を受けること。
 - (六) 道路法第三十二条の許可を要するものについては、道路占有許可申請書を提出し許可を受けること。
 - (七) 施工に際しては、市道等について、路面の損傷等が生じた場合は維持補修を行い、路面清掃及び危険防止を徹底させ、道路管理上並びに交通安全上支障のないようにすること。
 - (八) 都市計画法第三十二条の同意を得ること。
 - (九) 工事検査完了後、都市計画法第四十条の帰属の手続きを行うこと。
- 2 防犯対策への協力
- 事業者及び土地所有者等は、「郡山市安全で安心なまちづくり条例」の基本理念を理解し、地域社会の一員として犯罪の防止に配慮した環境と必要な措置を講じるように努め、市の防犯対策に協力すること。
- 3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。
- 4 廃棄物の処理等に係る事項
- (一) 工事中及び生産活動に伴い発生する廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守の上、対応すること。
- (二) 郡山市産業廃棄物処理指導要綱第十九条に該当する工事を行う場合は、産業廃棄物が工事により発生する日の十日前までに、当該工事に伴って生じる産業廃棄物の処理方法等について、市長に届け出ること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
- (商業まちづくり課)

福島県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

公 告

(道路計画課)

路 線 名	県道小野富岡線
供 用 開 始 の 区 間	双葉郡川内村大字上川内字早渡二七九番一地从先から 同 郡 同 村 大 字 上 川 内 字 早 渡 二六〇番地先まで
供 用 開 始 の 期 日	令和五年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第七百三十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年十二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和五年十二月十五日

(道路計画課)

路 線 名	県道小野富岡線
区 間	双葉郡川内村大字上川内字早渡二七九番一地从先から 同 郡 同 村 大 字 上 川 内 字 早 渡 二六〇番地先まで
変 更 前 の 敷 地 の 幅 員 (メートル)	変 更 前 A 五・九〇 B 二六・〇〇 八・八〇 六三・五〇
変 更 後 の 敷 地 の 幅 員 (メートル)	変 更 後 A 五・九〇 B 二六・〇〇 八・八〇 六三・五〇
延 長	七三六・〇〇 六四一・〇〇

公告第241号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか14施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年12月15日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県県北保健福祉事務所ほか14施設で使用する電気(予定数量 3,114,100kWh)
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
鈴与商事株式会社 静岡県静岡市清水区入船町11番1号
- 5 落札金額
123,693,220円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年8月22日

(保健福祉総務課)

公告第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和五年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

浅川町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 須藤 一夫

住所

石川郡浅川町大字松野入字内畑一七一番地

（農村計画課）

公告第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

郡山市東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

監事 柳沼 安正

住所

郡山市田村町御代田字古町二〇番地

就任した役員

役別 氏名

監事 鈴木 昭栄

住所

郡山市日和田町高倉字南田山二八番地の七

（農村計画課）

公告第二百四十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、酸川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県喜多方建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年十二月十五日

福島県知事 内堀雅雄

（河川整備課）

正 誤

○令和五年十一月十日付け定例第四百三十二号中

ページ	段	行	正	誤
五三六	上	一六	相手方	相手